

# 業務委託契約書

本契約書は (以下「甲」という。) が (以下「乙」という。) に対し、甲が行う技能実習生受入れ事業における技能実習生入国後に実施する講習での日本語教育を業務委託する件に係る契約である。この業務は、甲及び乙ともに財団法人国際研修協力機構が支援する外国人技能実習生日本語修得支援事業の趣旨に合致するものでなければならない。甲及び乙は双方協議の上、下記の内容のとおり合意し契約する。

## 第1条 (日本語教育委託期間)

甲が受け入れる技能実習生に対して行う講習期間内に、乙は60時間以上の日本語教育を甲の委託を受けて行うものとする。それぞれの講習期間は不定期的に実施されるため、その委託期間の設定は、その都度甲と乙が事前に協議し決定するものとする。

## 第2条 (委託する教育内容)

甲の作成した日本語教育に関する計画をもとに、甲と乙が協議し、日本語教育カリキュラムを決定する。委託期間中、教育内容に変更が生じた場合は、甲と乙で協議の上変更するものとする。

## 第3条 (報告書の提出)

乙は、委託教育終了後、すみやかに甲に対して日本語教育実施報告書を提出しなければならない。

## 第4条 (日本語教育費用の支払い)

乙は、委託教育終了後、甲に対して請求書を提出し、甲はそれに基づき日本語教育費用を乙の指定の口座に振り込むか、または現金で支払うこととする。現金での支払いの場合には、乙は費用受領後、甲に対して領収書を提出するものとする。

## 第5条 (契約の発効と終了)

本契約は、 年 月 日から 年 月 日まで有効とする。ただし、契約継続等に問題が生じ、本契約の終了を甲又は乙どちらかが希望する場合は、その旨を文書にて通知し、相手方が受諾した時点で契約は終了とする。通知のない限り、上記期間中本契約は有効とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方がそれぞれ捺印の上、各自1通ずつ保有することとする。

年 月 日

甲：住 所 \_\_\_\_\_  
監理団体等名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

乙：住 所 \_\_\_\_\_  
日本語教育機関の名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_